

介護予防通所・通所リハビリテーション運営規程

介護老人保健施設せんけい苑

(運営規程設置の趣旨)

第1条 医療法人いちえ会が開設する介護老人保健施設せんけい苑(以下「当施設」という。)において実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 介護予防通所・通所リハビリテーションは、要支援状態または要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護要望通所・通所リハビリテーション計画を立て、実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(事業の運営方針)

第3条

- (1) 当施設では、介護予防通所・通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法、その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- (2) 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- (3) 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- (4) 当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- (5) サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 施設名 | 介護老人保健施設せんけい苑 |
| (2) 開設年月日 | 平成11年9月1日 |
| (3) 所在地 | 兵庫県洲本市桑間字太田 495-1 |

- | | | | |
|--------------|--------------|------------------------|--------------|
| (4) 電話番号 | 0799-26-0780 | FAX 番号 | 0799-26-0781 |
| (5) 管理者 | 吉田 寛 | 施設長 | 藤田 葉子 |
| (6) 介護保険指定番号 | | 介護老人保健施設(2851580023 号) | |

(従業者の種類、員数)

第5条 当施設の従事者の職種・員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|------------------------|-------|
| (1) 管理者 | 1 人 |
| (2) 医師 | 1 人以上 |
| (3) 看護職員 | 1 人以上 |
| (4) 介護職員 | 6 人以上 |
| (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | 1 人以上 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画、介護予防短期入所療養介護計画、短期入所療養介護計画及び介護予防通所リハビリテーション計画、通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画、介護予防短期入所療養介護計画、短期入所療養介護計画及び介護予防通所リハビリテーション計画、通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 理学療法士・作業療法士・言語療法士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 介護予防通所・通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までを営業日とする。(祝日営業)
- (2) 営業日の午前 9 時から午後 6 時までを営業時間とする。
(時間外の施設利用につきましては、長時間に及ぶ場合は「基本時間外施設利用料」をいただく場合がございます。)
- (3) 別に当事業所が指定する日を休日と定めます。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、60人とする。

(介護予防通所リハビリテーションを含む)

(介護予防通所。通所リハビリテーションの内容)

第9条

- (1) 介護予防通所・通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語療法士等リハビリスタッフによって作成される介護予防通所・通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行う。
- (2) 介護予防通所・通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- (3) 介護予防通所・通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- (4) 介護予防通所・通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下の通りとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、日常活動費、理美容代、某本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

洲本市、南あわじ市、淡路市

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 介護予防通所・通所リハビリテーションの利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 喫煙については、敷地内全面禁煙です。
また、飲酒につきましては、介護予防通所・通所リハビリテーションの妨げや介護予防通所・通所リハビリテーションの主旨にそぐわないと判断される観点より、禁止とさせていただきますことをご了承ください。
- (2) 火気の取り扱いについては、消防法令により禁止させていただきます。
- (3) 設備・備品の利用は、一部危険を伴うものもございますので、必ず事前に職員にご連絡下さい。

- (4) 所持品・備品等の持ち込みは、事前に職員までご相談下さいますようお願い申し上げます。また、電化製品につきましては、電気代をいただくものもございましてご周知のほどお願い申し上げます。
- (5) 金銭・貴重品の管理は、事務所で行っております。詳しくはお尋ね下さい。
- (6) 食べ物・飲み物の差し入れについて、食中毒予防の為、生もののお持ち込みはご遠慮願います。また飴や餅は誤嚥の危険性がありますので、お控えください。持ち込まれた食品は、他の利用者様への提供（おすそわけ）は出来ません。持ち込まれる場合は各療養棟職員に都度お声かけをお願いいたします。
- (7) 宗教活動は、あくまで個人的で、周囲の迷惑にならない行為に限らせていただきます。勧誘や同調を求める行為、他のご利用者の方の迷惑になるような行為は禁止させていただきます。
- (8) ペットの持ち込みは、管理衛生上禁止させていただきます。
- (9) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止させていただきます。
- (10) その他、利用者への迷惑行為は禁止します。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事務課長 児玉 義典を充てる。
- (2) 防火・防災担当責任者には

屋上・その他	谷 諭	
1階	児玉 義典	
2階	下川 亜也加	
3階	下川 亜也加	をそれぞれ充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際には防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・・・・・年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う。)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・・・・・随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第14条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第15条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める「医療法人いちえ会」及び介護老人保健施設せんけい苑の就業規則による。

(職員の健康管理)

第17条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第18条

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- (2) 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- (3) 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- (4) 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第19条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(個人情報保護)

第20条 職員は個人情報保護法に基づき、利用者又は家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や第三者への情報提供には、利用者もしくは家族の個人情報を用いないこととする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条

- (1) 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- (2) 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- (3) 介護予防通所・通所リハビリテーションに関連する厚生省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、「医療法人いちえ会」介護老人保健施設せんけい苑の役員会において定めるものとする。

付則

この運営規程は、平成24年4月1日より施行する。

平成24年6月1日	改定
平成25年8月1日	改定
平成27年2月1日	改定
平成27年8月1日	改定
令和2年4月1日	改定
令和3年4月1日	改定
令和4年4月1日	改定
令和5年7月1日	改定
令和6年4月1日	改定